

# 会 則

第1章 総則

第2章 目的および活動

第3章 構成員

第4章 役員

第5章 事務局

第6章 総会および役員会

第7章 財産および会計

第8章 会則の変更ならびに解散

# 五反田唐獅子保存会 会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

本会は、五反田唐獅子保存会と呼称する。(以下「本会」と呼ぶ)

### 第2条 活動拠点

本会の活動は八幡浜市及びその周辺とする。

## 第2章 目的および活動

### 第3条 目的

本会は、五反田地区の伝統芸能「五反田唐獅子」を継承し、併せて地域の活性化に寄与し、又、後継者の育成に努めることを目的とする。

### 第4条 活動

本会の活動とは次に上げるものとする。

1. 10月18日、19日の湯嶋天神社 秋季大祭において五反田地区及びその周辺にて「五反田唐獅子舞」を演じることを主な活動とする。
2. 祭りに向け、2ヶ月をめぐりに練習をするものとする。
3. その他会の目的を達成するために必要な活動

## 第3章 構成員

### 第5条 構成員

本会は、八幡浜市五反田地区の住民で、第2章 第3条の目的に賛同するものを以って構成員とする。

## 第6条 構成員資格の喪失

本会の構成員は次の理由により資格を失う。

1. 退会
2. 本会の目的に違反した者
3. 本会の名誉を著しく傷つけた者
4. 死亡

## 第4章 役員

### 第7条 役員

本会の役員を次の通り定める。

1. 会 長 : 1名
2. 副 会 長 : 1名
3. 会 計 : 1名 (会長・副会長・会計を以って三役と呼称する)
4. 理 事 : 3名 (直前三役)
5. 顧 問 : 若干名

### 第8条 三役の選出

三役は、総会において原則構成員の中から選出するものとする。但し顧問については会長の承認を得た構成員とする。また三役に限り欠員が生じた場合は補充する。

### 第9条 役員職務

本会の役員職務を次の通り定める。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は本会の活動等を推進しそれを運営する。また会長を補佐するとともに、会長に事故がある時または欠ける時その職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計一切及び事務処理を行い、1年に1度会計報告をまとめ、三役の承認を得て、総会において会計報告を行う。
4. 理事は、必要に応じて適切に助言をし本会の運営を補助する。
5. 顧問は本会の活動及び財産運営の指導を行う。

#### 第10条 役員の任期

役員任期は次の通りとする。

1. 役員の任期は5年を基本とする。
2. 辞任等により補充選任された役員の任期は、前任者の残任期期間とする。

### 第5章 事務局

#### 第11条 事務局

事務局を、八幡浜市五反田元城4-8 神山地区公民館内に置くこととする。

### 第6章 総会および役員会

#### 第12条 総会

総会は会長が招集し、議長をつとめる。

総会の開催は年1回とする。但し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

軽微な事項については、役員会において決定することができるものとする。

但し、決定事項については次回総会に於いて報告し、承認を得るものとする。

#### 第13条 総会の成立

総会は、構成員の過半数以上の出席をもって成立とする。但し予め当該議事について意思表示した者は出席とみなす。

総会の議事は、出席した構成員の過半数を以て決定し、可否同数の場合は、議長が決定するものとする。

#### 第14条 総会の職務

総会の職務は次の通りとする。

1. 会則等の改正に関する事項
2. 構成員資格の喪失（第3章6条、2項3項）の審査及び承認。
3. 会計報告
4. その他本会の活動に関する事項

#### 第15条 役員会

役員会は、三役・理事・顧問で構成するものとするが、最終決定は、三役の意向を優先されるものとする。

## 第7章 財産および会計

### 第16条 財産

本会の財産次の通りとする。

1. 各種助成金・補助金
2. 本会の活動に伴い発生した収益
3. 1・2からの購入物
4. 寄付金等
5. その他の収益

### 第17条 予算

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は三役にて編成する。

### 第18条 決算

本会の収支決算は、会計年度終了後会計が作成し会長の承認を受け総会にて報告する。

### 第19条 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第8章 会則の変更並びに解散

### 第20条 会則の変更

会則の変更は、総会において過半数以上の議決を得なければならない。

### 第21条 本会の解散

本会の解散は、総会において4分の3以上の議決を得なければならない。

### 第22条 残余財産の処分

本会の解散に伴う残余財産は、総会の4分の3以上の議決を得て五反田地区に寄贈する。

### 第23条 細則

本会の会則についての細則は、役員会の決議を経て別に定めるものとする。

第24条 改正

この会則は、平成4年4月1日より施工する。

この会則は、平成9年4月1日より一部改正施行する。

この会則は、平成18年4月1日より一部改正施行する。

